

令和2年度

環境保全小美玉市民会議 総会 次第

日 時：令和 2年 7月 8日（水）
午後1時30分～

会 場：小美玉市役所 第2・3会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 自己紹介

4. 協議案件

1) 役員選任について

議案第1号 令和2年度 役員（案）

2) 令和 元年度 事業報告について

議案第2号 事業報告

議案第3号 歳入歳出 決算報告

3) 令和 2年度 事業計画について

議案第4号 事業計画（案）

議案第5号 歳入歳出予算（案）

議案第6号 実践活動等助成基準（案）

4) 規約の変更について

議案第7号 環境保全小美玉市民会議規約（案）

5. そ の 他

1) 不法投棄対策実践活動について

・・・参考1・2

- ・不法投棄監視
- ・一斉クリーン作戦

2) ごみ処理及び回収方法等の一部変更について

・・・参考3

6. 閉 会

令和2年度役員(案)

| 役職 | 氏名 | 備考 |
|-----|-----------------|-------------------|
| 議長 | 村田春樹 (長島幸男) | 小美玉市議会議員 総務常任委員長 |
| 副議長 | 近藤貞夫 (三輪野裕夫) | 小美玉市区長会 会長 |
| 〃 | 藤田泰正 (近藤貞夫) | 小美玉市区長会 副会長 |
| 〃 | 柳田一夫 (熊沢綏幸) | 小美玉市区長会 副会長 |
| 幹事 | 篠根捷應 | 青少年を育てる小美玉市民の会 会長 |
| 〃 | 福島ヤヨヒ | 小美玉市消費生活の会 会長 |
| 〃 | 大曾根光江 | 小美玉市消費生活の会 副会長 |
| 〃 | 松本栄子 | 小美玉市女性連絡協議会 会長 |
| 〃 | 上田裕司 | 小美玉市廃棄物不法投棄監視員(元) |
| 〃 | 大岩重信 | 小美玉市廃棄物不法投棄監視員(元) |
| 監事 | 萩原栄 (藤田泰正) | 小美玉市区長会 副会長 |
| 〃 | 根崎正行 | 小美玉市廃棄物不法投棄監視員(元) |

※ (氏名) は前年度役員名

令和元年度 事業報告

○会議

| 区分 | 期日 | 場所 | 備考 |
|-----|----------|----------------|----|
| 役員会 | 6月27日(木) | 小美玉市役所 第2会議室 | |
| 総会 | 7月3日(水) | 小美玉市役所 第2・3会議室 | |

○環境保全に関する実践活動

1. 「関東地方環境美化運動の日」に伴う一斉清掃活動

5月26日(日)に、美野里地区において各行政区長が中心となって空き缶・散乱ゴミの回収等を実施。(茨城町合同)

(実施区数) 46区 ※参加 3,685人 助成 477,500円

2. 道路、河川の雑草除去及びこさ払い

主として7月から8月にかけての期間に、市内全域で沿道の草刈り・こさ払い・空き缶回収及び河川の清掃活動を実施。

(実施区数)

| | | |
|-------|------------------|------------------------|
| 小川地区 | 32区 (うち 6区は2回実施) | ※参加 2,008人 助成 287,000円 |
| 美野里地区 | 37区 (うち 8区は2回実施) | ※参加 3,199人 助成 461,500円 |
| 玉里地区 | 12区 (うち 3区は2回実施) | ※参加 881人 助成 128,000円 |
| 計 | 81区 | 6,088人 助成 876,500円 |

3. 秋のクリーン作戦

10月6日(日)に、小川・玉里地区において各行政区長が中心となって沿道や霞ヶ浦湖岸及び流域等に散乱する空き缶・ゴミ等の清掃活動を実施。

(実施区数)

| | | |
|------|-----|------------------------|
| 小川地区 | 47区 | ※参加 2,680人 助成 362,500円 |
| 玉里地区 | 16区 | ※参加 1,095人 助成 127,000円 |
| 計 | 63区 | 3,775人 助成 489,500円 |

4. 冬のクリーン作戦

12月1日(日)に、美野里地区において各行政区長が中心となって空き缶回収や道路清掃・雑草除去・こさ払い等を実施。(茨城町合同)

(実施区数) 45区 ※参加 3,556人 助成 456,500円

5. 春のクリーン作戦

3月1日(日)に、小川・玉里地区において各行政区長が中心となって沿道や霞ヶ浦湖岸及び流域等に散乱する空き缶・ゴミ等の清掃活動を実施。

(実施区数)

| | | | | | |
|------|-----|-----|--------|----|----------|
| 小川地区 | 48区 | ※参加 | 2,649人 | 助成 | 370,500円 |
| 玉里地区 | 19区 | ※参加 | 1,440人 | 助成 | 154,000円 |
| 計 | 67区 | | 4,089人 | 助成 | 524,500円 |

6. 高速道路側道の清掃活動

美野里地区内の高速道路に接する行政区による側道の雑草除去やこさ払い及び空き缶・散乱ゴミの回収等を実施。

(実施区数) 5区 ※参加 183人 助成 80,000円

7. 樹木害虫駆除事業

行政区内の公園植樹や街路樹等に寄生する害虫駆除のため、消毒剤散布を実施。

(実施区数) 3区 助成 8,556円

8. 公共水域等水質浄化事業

行政区内の公共水域等の水質浄化のため、浄化剤及び藻類浄化剤投入を実施。

(実施区数) 1区 助成 8,000円

○資源リサイクル活動

行政区において行われる資源ゴミの分別回収活動を支援し資源化を図りました。

(実施区数)

| | | | | | |
|-------|-----|----|------|----|------------|
| 小川地区 | 7区 | 延べ | 32回 | 助成 | 256,000円 |
| 美野里地区 | 26区 | 延べ | 108回 | 助成 | 880,000円 |
| 玉里地区 | 3区 | 延べ | 14回 | 助成 | 120,000円 |
| 計 | 36区 | 延べ | 154回 | 助成 | 1,256,000円 |

(回収内訳)

| | |
|-----|------------|
| 紙・布 | 184,633 Kg |
| ガラス | 4,397 Kg |
| 金属 | 11,499 Kg |
| 計 | 200,529 Kg |

○環境保全に関する市民意識の高揚・啓発活動

不法投棄防止看板や犬猫飼育のマナー啓発看板を希望する行政区に配布して必要箇所に設置することにより、市内全域の啓発活動を実施。

| | | |
|----|----------------|------|
| 看板 | 不法投棄用 | 282枚 |
| | ペット糞用 | 116枚 |
| | タミカメラ、センサーライト等 | 144個 |

令和元年度 歳入歳出 決算報告

歳入総額 6,920,749円
 歳出総額 6,663,542円
 差引残額 257,207円
 (令和2年5月11日締め)

歳入の部

(単位：円)

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 比較 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|-------|--------|
| 1 補助金 | 6,000,000 | 6,000,000 | 0 | 市補助金 |
| 2 寄付金 | 0 | 0 | 0 | |
| 3 雑収入 | 279 | 28 | △ 251 | 預金利子 |
| 4 繰入金 | 0 | 0 | 0 | |
| 5 繰越金 | 920,721 | 920,721 | 0 | 前年度繰越金 |
| 計 | 6,921,000 | 6,920,749 | △ 251 | |

歳出の部

(単位：円)

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 比較 | 備考 |
|----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 1 会議費 | 30,000 | 34,265 | 4,265 | 総会・役員会飲料 |
| 2 事業費 | 6,400,000 | 6,148,719 | △ 251,281 | |
| 1) 広報費 | 400,000 | 674,190 | 274,190 | 環境美化啓発看板等 |
| 2) 実践活動費 | 6,000,000 | 5,474,529 | △ 525,471 | 関東地方環境美化運動 477,500 春のクリーン作戦関係 854,500 秋のクリーン作戦関係 819,500 冬のクリーン作戦関係 456,500 資源リサイクル活動 1,256,000 道路河川清掃こさ払い 876,500 高速道路側道清掃 80,000 害虫駆除消毒剤等 16,556 備品等購入(ゴミカメラ等) 637,473 |
| 3 事務費 | 300,000 | 296,092 | △ 3,908 | 傷害保険料 |
| 4 負担金 | 10,000 | 10,000 | 0 | 環境保全県民会議会費 |
| 5 役務費 | 160,000 | 174,466 | 14,466 | 銀行振込手数料 |
| 6 積立金 | 0 | 0 | 0 | |
| 7 予備費 | 21,000 | 0 | △ 21,000 | |
| 計 | 6,921,000 | 6,663,542 | △ 257,458 | |

収支の部

歳入(6,920,749円)－歳出(6,663,542円)
 残額 257,207円は、次年度予算に繰り越しいたします。

監 査 報 告

令和元年度における環境保全小美玉市民会議決算の監査を執行した結果、会計事務の各予算執行は適正であり、各帳簿ならびに各証拠書類の整理及び管理は、適正に行われていることを認めます。

令和 2年 6月 3日

環境保全小美玉市民会議議長 様

監 事 根 崎 正 行

監 事 藤 田 泰 正

令和2年度 事業計画（案）

（1）会議

- ・役員会 7月 2日（木）午後1時30分 小美玉市役所 第2・3会議室
- ・総会 7月 8日（水）午後1時30分 小美玉市役所 第2・3会議室

（2）環境保全に関する実践活動を推進すること

- ・一斉クリーン作戦の実施
（美野里地区12月6日 小川・玉里地区10月4日，3月7日）
- ・関東地方美化運動の日一斉清掃活動の実施
（美野里地区5月31日） ※コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- ・道路河川の草刈及びこさ払い、空き缶、散乱ゴミの清掃活動
（原則として7月から8月）

（3）環境保全に関する市民意識の高揚を図ること

- ・不法投棄看板ほか対策備品等の作成及び配布等
- ・犬のフンの後始末看板の作成及び配布

（4）資源リサイクル活動の推進

- ・資源ごみのリサイクル活動を支援し再生資源の利用促進

（5）環境保全に関する情報の収集及び提供

- ・ホームページ・広報紙等に環境関連情報の提供

（6）その他環境保全市民会議の目的を達成するために必要な事業

議案第5号

令和2年度 歳入歳出予算 (案)

歳入総額 6,058,000円

歳出総額 6,058,000円

歳入の部

(単位：円)

| 項 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 備 考 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 1 補助金 | 5,800,000 | 6,000,000 | △ 200,000 | 市補助金 |
| 2 寄付金 | 0 | 0 | 0 | |
| 3 雑収入 | 793 | 279 | 514 | 預金利子等 |
| 4 繰入金 | 0 | 0 | 0 | |
| 5 繰越金 | 257,207 | 920,721 | △ 663,514 | |
| 計 | 6,058,000 | 6,921,000 | △ 863,000 | |

歳出の部

(単位：円)

| 項 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 備 考 |
|----------|-----------|-----------|-----------|--------------------------------------|
| 1 会議費 | 10,000 | 30,000 | △ 20,000 | 役員会・総会等 |
| 2 事業費 | 5,620,000 | 6,400,000 | △ 780,000 | |
| 1) 広報費 | 270,000 | 400,000 | △ 130,000 | 不法投棄・ペットマナー等啓発看板 |
| 2) 実践活動費 | 5,350,000 | 6,000,000 | △ 650,000 | 実践活動支援金等 5,250,000 事業用品購入 100,000 |
| 3 事務費 | 250,000 | 300,000 | △ 50,000 | 傷害保険料 |
| 4 負担金 | 10,000 | 10,000 | 0 | 環境保全県民会議会費 |
| 5 役務費 | 160,000 | 160,000 | 0 | 銀行振込手数料等 |
| 6 予備費 | 8,000 | 21,000 | △ 13,000 | |
| 計 | 6,058,000 | 6,921,000 | △ 863,000 | |

※各項目間の予算流用は、予算額の範囲内で可とする。

実践活動等助成基準（案）

1. 実践活動時地区助成(支援)金 (総会時点での各地区世帯数により1年間適用)
 ※年間助成限度回数 全4回 (概ね、クリーン作戦2回、夏季清掃等2回)

| 世帯数 | 地区助成(支援)金額 |
|-----------|------------|
| ～ 50 | 6,000円 |
| 51 ～ 60 | 6,500円 |
| 61 ～ 70 | 7,000円 |
| 71 ～ 80 | 7,500円 |
| 81 ～ 90 | 8,000円 |
| 91 ～ 100 | 8,500円 |
| 101 ～ 120 | 9,000円 |
| 121 ～ 150 | 10,000円 |
| 151 ～ 200 | 12,000円 |
| 201 ～ 250 | 16,000円 |
| 251 ～ | 20,000円 |

2. 高速道路側道清掃活動時地区助成(支援)金

16,000円(年間活動費)

3. 資源リサイクル活動地区助成(支援)金【変更】(12回⇒6回)

8,000円(1ヶ月間の活動費として支援。一地区につき年6回を限度。)

4. 害虫駆除消毒剤購入費の一部助成(支援)金

区域内の公共用地等(公園、道路、歩道等)の樹木に寄生する害虫を駆除するため、消毒剤購入費用の一部を補助する。

8,000円(一地区限度額)

5. 水質浄化剤等購入費の一部助成(支援)金

区域内の公共水域等(ため池、調整池等)の水質改善を目的とした浄化剤及び藻類除去剤購入費用の一部を補助する。

8,000円(一地区限度額)

6. 不法投棄監視協力助成(支援)金【新規】

地域の不法投棄監視体制の強化を図るため、市が設置する不法投棄監視サポーターを選出する地区に対策費の一部を補助する。

5,000円(一地区限度額)

議案第7号

環境保全小美玉市民会議規約の一部変更

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(会議)</p> <p>第9条 会議は総会及び<u>役員会</u>とし、総会は年1回開催するほか必要に応じ議長が招集する。</p> <p>2 <u>役員会</u>は<u>第5条の役員</u>をもって構成し、必要に応じ議長が招集する。</p> <p>3 総会及び<u>役員会</u>の議事は出席者の過半数をもって成立する。</p> <p>(略)</p> | <p>(会議)</p> <p>第9条 会議は総会及び<u>幹事会</u>とし、総会は年1回開催するほか必要に応じ議長が招集する。</p> <p>2 <u>幹事会</u>は<u>議長、副議長及び理事</u>をもって構成し、必要に応じ議長が招集する。</p> <p>3 総会及び<u>幹事会</u>の議事は出席者の過半数をもって成立する。</p> <p>(略)</p> |

不法投棄対策実践活動について

【 1. 不法投棄監視 】

◇不法投棄の発生及び対応

- ・地域から通報を受けた不法投棄事案について，土地所有者，関係機関と連携し対応しています
- ・地域住民からの提供情報をもとに速やかに対応することが，不法投棄の発生抑制を含めた地域の環境美化保全にとって重要となります

◇主な対応状況（令和元年度）

- ・不法投棄に係る主な対応件数 161 件（うち野焼き 75 件）
- ・不法投棄回収作業員の収集量 6.7 t（道路周辺）
- ・不法投棄による廃家電処分量 5.4 t
- ・不法投棄看板等地区配布 426 個 . . . 【別紙 1】

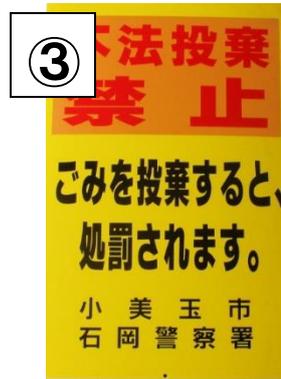
◇地域監視 体制

| 項目 | 内容 | 備考 |
|------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 不法投棄監視員 ※廃止 (R1年度まで) | 市非常勤特別職として委嘱。地域を巡回し，不法投棄事案について市に定期報告。 | ・時期：合併から ・定数：50名（現員数20名） ・募集方法：広募 |
| 不法投棄監視 サポーター ※新設 (R2年度から) | 個別ボランティアとして登録。日常生活で不法投棄を見かけた際に市に情報提供。 | ・時期：令和2年度内から ・定数：150名 ・募集方法：広募，行政区等選出 |

※不法投棄監視サポーター設置要綱 . . . 【別紙 2】

- ・これまでの不法投棄監視員制度に代わり，不法投棄監視サポーター制度を設立

A【看板】不法投棄等



B【看板】ペット糞後始末



C【その他】



※電池式



※ソーラー充電式



※ソーラー充電式

小美玉市不法投棄監視サポーター設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、廃棄物の不法投棄監視体制を強化することにより、不法投棄を未然に防止するとともに早期に発見し、地域の環境の保全、清潔、美化の保持を図ることを目的として、小美玉市不法投棄監視サポーター(以下「サポーター」という。)を設置する。

(職務)

第2条 サポーターは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 市内の不法投棄の監視パトロール及び発生等に係る市への情報提供
- (2) 不法投棄の未然防止に係る地域住民への周知啓発
- (3) その他目的達成のため特に必要と認めた活動

(選任)

第3条 サポーターとして登録を希望する場合は、小美玉市不法投棄監視サポーター登録申請書(様式第1号又は様式第2号)により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請により登録を行った者のうち、市内に住所を有し、かつ、次の各号に該当する者からサポーターを選任する。

- (1) 環境美化及び保全に理解と関心を有する者
- (2) 行政区又は地域を代表する者

(定数)

第4条 サポーターの定数は、150名以内とする。

(任期)

第5条 サポーターの任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第6条 サポーターの報酬は、無報酬とする。

(所掌)

第7条 サポーターに関する事務は、環境担当課において所掌する。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

【 2. 一斉クリーン作戦 】

- ・地域の環境美化及び保全を図るため、国・県の上位運動（不法投棄強化月間等）と連携し、不法投棄対策に係る地域住民の実践活動として実施しています

◇令和2年度まで

| 地区 | 時期 | 方法 |
|------|-----------|---|
| 小川玉里 | 10月 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所や地区公民館等におかれたごみを市が回収 ※不燃ごみ等は当日対応，可燃ごみは翌日以降 |
| 美野里 | 5月 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所や地区公民館等におかれたごみを市が回収 ※ごみ回収は翌日以降 ・<u>回収したごみを地区自らクリーンセンターに搬入</u> |

※本年度5月の開催は，コロナ感染対策を考慮し中止としています

◇令和3年度から

・・・【別紙3】

| 地区 | 時期 | 方法 |
|-----|-----------|---|
| 全地区 | 5月 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・クリーン作戦によって回収されたごみ等は集積所や地区公民館等に出していただきます。 ・市が当日及び翌日以降の通常のごみ回収業務にて回収する。 ※不燃及び資源ごみは当日，可燃ごみは翌日以降 |

- ・新処理施設の供用開始を契機とし，他3市町との統一調整します
- ・不法投棄の発生抑制に資する関連事業として，小型家電・鉄類等回収イベント試行（本年度2回開催）

※違法な廃品回収業者に流出する廃棄物の抑制に努めます

令和○年度 第○回 小美玉市一斉クリーン作戦のご案内

日頃より、地域環境の美化保全にご理解・ご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、本年も「不法投棄撲滅及び環境美化推進」運動の一環として、市内一斉クリーン作戦を実施いたします。地域の環境美化及び保全の推進にご協力をお願いいたします。

1. 日 時 ○月 ○日（日）〔小雨決行〕

※ 荒天中止の場合、当日午前7時までに防災無線で放送いたします

※ 実施時間は各地区でご判断ください。ただし当日午前10時までに集積所に出すようお願いいたします。（10時から収集を開始します）

2. 場 所 市内全域（活動単位：原則、行政区を基本とします）

3. 主 催 環境保全小美玉市民会議・小美玉市

【実施内容】

- (1) 回収したごみを、①可燃ごみ、②不燃ごみ（缶、ペットボトル、ビン3色）に分けて、地区内のごみ集積所に出してください
- (2) 可燃ごみは、専用袋を下記にて配布します
- (3) 可燃ごみ以外は、コンテナにいれて、ごみ集積所に置いてください
- (4) 回収されたごみは、原則、当日、委託収集車にて回収します（可燃ごみは、翌日以降の通常回収日に対応します。）
- (5) 上記ごみ回収に際し、各集積所の整理及び清掃を行ってください

※ 廃家電やタイヤなど、粗大系のごみ、または、市内ごみ処理施設で処理できないごみについては下記へご連絡下さい

後日、現地を確認したうえで対応方法等をご相談いたします

※ クリーン作戦は、道路・河川などの清掃及び環境美化活動が目的です
地区公民館や各家庭のごみは定められた収集日に出してください

一斉クリーン作戦は、毎年、5月第4日曜日、12月第1日曜日に開催します
クリーン作戦以外にも地区ご都合により地域の環境美化活動を積極的に実践しましょう

【お問合せ先】

環境保全小美玉市民会議 事務局

小美玉市 市民生活部 環境課 廃棄物対策係

TEL0299-48-1111 内線 1144, 1145

環境保全 小美玉市民会議 構成団体及び代表者一覧

令和 2 年度

| No | 団 体 等 名 | 代表者 | | | |
|----|----------------|-----------------|-----------|---------|----|
| | | 役職名 | 氏名 | 役員名 | |
| 1 | 小美玉市議会 | 総務委員長 | (村 田 春 樹) | 議長 | |
| 2 | 小美玉市農業委員会 | 会長 | 磯 辺 隆 | | |
| 3 | 小美玉市区長会 | 会長 | (近 藤 貞 夫) | 副議長 | |
| 4 | | 副会長 | (藤 田 泰 正) | 副議長 | |
| 5 | | 〃 | (柳 田 一 夫) | 副議長 | |
| 6 | | 〃 | (萩 原 栄) | (監事) | |
| 7 | | 理事 | 伊 能 善 久 | | |
| 8 | | 〃 | 菊 田 進 夫 | | |
| 9 | | 〃 | (吉 倉 一 郎) | | |
| 10 | | 監事 | (熊 沢 綏 幸) | | |
| 11 | | 〃 | (長 島 久 雄) | | |
| 12 | | 〃 | (亀 井 優) | | |
| 13 | | 会計 | (井 坂 勇) | | |
| 14 | | 〃 | (白 井 福 夫) | | |
| 15 | | 書記 | 成 井 嘉 男 | | |
| 16 | | 小美玉市不法投棄監視員 (元) | | 上 田 裕 司 | 幹事 |
| 17 | | | | 大 岩 重 信 | 幹事 |
| 18 | | | 根 崎 正 行 | (監事) | |
| 19 | 青少年を育てる小美玉市民の会 | 会長 | 篠 根 捷 應 | 幹事 | |
| 20 | 小美玉市消費生活の会 | 会長 | 福 島 ヤヨヒ | 幹事 | |
| 21 | | 副会長 | 大曾根 光 江 | 幹事 | |
| 22 | 小美玉市女性連絡協議会 | 会長 | 松 本 栄 子 | 幹事 | |
| 23 | 玉里の史跡と自然を守る会 | 会長 | 田 上 和 喜 | | |
| 24 | 「ホトメの里」の会 | 会長 | 長谷川 忠 徳 | | |
| 25 | 小美玉生物の会 | 会長 | 櫻 井 浩 | | |
| 26 | 小美玉ネット | 代表 | 前野 恵美子 | | |
| 27 | NPO法人 玉里しみじみの村 | 理事長 | 西 條 友 弥 子 | | |

※ (氏名) は、本年度から新規及び異動の方

環境保全小美玉市民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、環境保全小美玉市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、市民が環境保全活動を推進することにより、郷土の美しい自然を守り持続的に快適な生活環境を築くことを目的とする。

(事業)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- (1) 環境の保全に関する実践活動を推進すること。
- (2) 環境の保全に関する意義の高揚を図ること。
- (3) 環境の保全に関する施策に対する提案をすること。
- (4) 家庭排水浄化を推進すること。
- (5) 環境美化、資源リサイクル、緑化等の市民運動の推進。
- (6) 環境保全に関する情報の収集及び提供。
- (7) その他市民会議の目的を達成するために必要な事業。

(構成)

第4条 市民会議は、環境保全に賛同する団体及び個人、市その他の公共機関をもって構成する。

(役員)

第5条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 3名
- (3) 幹事 9名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は総会で互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年(総会から翌々年度の総会まで)とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員が生じたときは、補欠によって就任した者の任期は、前任者の残りの期間とする。

(役員職務)

第8条 議長は市民会議を代表し、その運営を総括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、市民会議の運営及び実践活動に関する協議をする。
- 4 監事は、市民会議の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議)

第9条 会議は総会及び役員会とし、総会は年1回開催するほか必要に応じ議長が招集する。

2 役員会は第5条の役員をもって構成し、必要に応じ議長が招集する。

3 総会及び役員会の議事は出席者の過半数をもって成立する。

(会議事項)

第10条 総会は、次の各号における事項を審議する。

(1) 市民会議の事業及び予算並びに決算に関すること。

(2) 規約の変更及び廃止に関すること。

(3) 役員を選任に関すること。

(4) その他総会に必要な事項に関すること。

(事務局)

第11条 市民会議の事務局は、小美玉市役所 環境課内に置く。

(経費)

第12条 市民会議の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月8日から施行する。